

# 国民健康保険の手続きを忘れずに!

## 就職、退職、出生、引越し…

こんなときは国保への届け出が14日以内に必要です

### 1. 国民健康保険加入者が会社に就職したとき



会社で健康保険に入りましたら、国保をやめる届け出をする必要があります。  
届け出に必要なものは表の⑥をご覧ください。

※やめる届け出が遅れると…  
資格がなくなった国保の保険証で病院にかかるとなると国保で負担した医療費を後で返すこととなります。また、社保などの健康保険料と国保税を二重に納めてしまうことがあります。

就職や退職したときに、ついっつかり「国保の手続きを忘れていた!」ということはありませんか?  
病気やケガは、ある日突然やってきます。いざというときに安心して医療が受けられるように、国保の手続きをしましょう。



### 2. 会社をやめたとき

※加入の届け出が遅れると…  
最大3年さかのぼって国保税がかかります。  
国保税は、加入の届け出が遅れても、前の健康保険がきれたときや、他の市町村から転入したときにさかのぼって月割りでかかります。



会社をやめた場合、次のうちいずれかの手続きをする必要があります。

- 1 再就職先の健康保険等に加入する。
- 2 他の家族の健康保険に加入する。  
(所得制限あり)
- 3 健康保険を任意継続(2年間)する。  
任意継続とは、健康保険の被保険者期間が2か月以上あれば引き続き2年間までその健康保険に加入することができます。退職後、20日以内に社会保険事務所等に本人が手続きをすることになります。
- 4 国民健康保険に加入する。

届け出に必要なものは表の②をご覧ください。

3月資格発生 ← 届け出をしてなかった期間 → 8月届け出

3月	4月	5月	6月	7月	8月
----	----	----	----	----	----

この期間は、保険証がないので医療費全額負担となります。

3月までさかのぼって、国保税を納めることとなります。

3月に会社をやめて  
8月に国保の加入の  
届け出をした場合



3. 定年退職を迎えたとき



※定年退職後は、2年間任意継続（2の3参照）ができますので、任意継続がされた後に、国保加入の手続きをしてください。

届け出に必要なものは表の⑧をご覧ください。

退職者医療制度に該当する人  
 ・ 国保に加入しており、老人保健制度をうけていない人。  
 ・ 厚生年金や共済組合などから老齢年金をうけていて、これらの年金加入期間が20年以上（もしくは40歳以降に10年以上）ある人。  
 ・ 退職者医療加入者本人の配偶者やその家族。

定年などで、長年勤めた会社を退職し、年金を受けている国保加入者とその家族は、退職者医療制度をうけることとなります。（老人保健制度適用まで）

世帯全員又は一部に次のようなことがあった時には、必ず14日以内に国民健康保険係まで届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保にはいるとき	① 他の市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書（先に市民係で転入届を出してください）
	② 職場の健康保険等をやめたとき	印鑑、健康保険喪失証明書
	③ 健康保険の任意継続がされたとき	印鑑、健康保険任意継続被保険者資格喪失（予定）通知書又は任意継続の保険証、最後に納めた健康保険料の領収書
	④ 子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子手帳、世帯主の銀行の通帳、出生証明書（先に市民係で出生届を出してください）
国保をやめるとき	⑤ 他の市町村へ転出するとき	印鑑、保険証（先に市民係で転出届を出してください）
	⑥ 職場の健康保険等に入ったとき	印鑑、保険証、職場の健康保険証（又は健康保険加入証明書）
	⑦ 国保の加入者が亡くなったとき	印鑑、保険証、喪主の銀行の通帳、死亡診断書（先に市民係で死亡届を出してください）
その他	⑧ 退職者医療制度の対象となったとき	印鑑、保険証又は健康保険資格喪失証明書、年金証書（加入期間が記載されたもの）
	⑨ 住所・氏名・世帯主が変わったとき	印鑑、保険証（先に市民係で住民票の異動届を出してください。）
	⑩ 世帯を分けたり、一緒になったとき	
	⑪ 修学のため他の市町村に住むとき	印鑑、保険証、在学証明書（毎年必要です）
⑫ 保険証を無くしたとき	印鑑、身分を証明できるもの（運転免許証など）	

「健康保険加入証明書」及び「健康保険資格喪失証明書」は会社等で記入してもらいます。証明書の用紙は国民健康保険係の窓口にもあります。

問い合わせ先 市民課国民健康保険係 ☎24-2111 内線232・233番